

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和4年第2回南部水道企業団議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番西銘多紀子議員、4番照屋仁士議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第8号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第3. 議案第8号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第8号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月28日提出

南部水道企業団企業長 金城 政光

提案理由といたしまして、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告、並びに関係町の職員の給与改定を考慮し、改正する必要があるため提案いたします。詳しくは総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

詳細については私の方からご説明したいと思います。南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、概要としましては国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告ともに月例給、ボーナスを引き上げるというもので、月例給については初任給及び若年層の給料月額を引き上げる内容と、ボーナスにつきましては現行の年間支給月数4.30月分を0.10月分を引き上げることにより、年間4.40月分に改める内容となっております。

まず、1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の215.0」を「100分の220.0」に改める。

別表第2の給料表を次のように改めるものでございます。

次に5ページ目をお開き下さい。附則（施行期日等）、1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 改正後の南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 令和4年12月に支給されることとなる期末手当の支給割合は、改正後の給与条例第21条第2項の規定にかかわらず、「100分の220.0」とあるのは「100分の225.0」とする。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

詳細につきましては6ページ目以降の新旧対照表をお目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは最初ですので、何点か確認させていただきたいと思います。まず、1ページの100分の215.0を100分の220.0に改めるということですが、これについては八重瀬町、南風原町とも同じ比率になっているのでしょうか、僕の手元では南風原町225なんですけれども、そのあたりの説明と、あとにも関連すると思いますが、再度別表第2の給料表ですけれども、その

給料表も南風原町、八重瀬町、同様の給料表なのかどうか。3点目に5ページの附則の3で100分の220.0を100分の225.0とすると、その辺が先程の1番目のものと関連するのかなと思いますけれども、新旧対照表を見ると、この附則は元々付いていなくて、今回から付け足したような形になっていますけれども、その経過の説明をお願いします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

質問についてお答えしたいと思います。いまお手元にある一般職の期末手当支給月数に関する改定の内容がございましてけれども、こちらの関係町の南風原町、八重瀬町でも同じく人事院勧告のとおりというふうに確認しているわけですがけれども、南部水道には勤勉手当がございませんので、期末勤勉手当を足した支給月数の割合は関係町とも同じでございまして。

あとは附則のところでは100分の220.0を100分の225.0とするのは特例措置でございまして、そこも令和4年12月に限り225.0としているところで、6月期と12月期を足した年間の支給月数は4.40月分というふうに改正するものでございまして。

あとは給料表でございましてけれども、この給料表は県の方から今回の改正によって送られてきた給料表の改定に沿って入力したものでございまして。以上でございまして。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いまの答弁等からすると、まず比率は実際には特例で225.0になるということで、この表のとおり一緒というふうに理解します。それでいいかどうか、それを教えて下さい。

あと給料表についても県からの通知どおりということで、これも一緒だというふうに理解しますが、それでいいか。

あと3点目、先程の5ページの附則ですがけれども、特例措置だからこういう書き方なんだということなんですけれども、この表と合わせてこれ理解はしますけど、ただ手続き上というか、条文上、附則で特例をするものなのか、南風原町は明日議案審議なんですけど、南風原町のものでいくと、そこは附則ではないんですよ。元々の数字を見て225.0になっているものですから、ただ、次年度以降はいまおっしゃったように2.2月、220.0に戻ると、その違いはなぜなのかというのと、公営企業法の関連なのかどうか、3点目については再度教えて下さい。1点目、2点目は確認です。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。八重瀬町の方からの情報、議案内容については確認しておりまして、八重瀬町と私たちの附則の取扱い、規定の仕方は一緒でございまして。ただ、南風原町の例規審議委員会がまだということがありまして情報が得られてない状況でございまして。八重瀬町と一緒にということで。以上です。

○4番 照屋仁士君

1点目、2点目は同じということによろしいでしょうか。

○総務課長 外間匠君

一緒でございます。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。起立をしない方は反対とみなします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第8号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第9号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第4．議案第9号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光

議案第9号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

企業長の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月28日提出

南部水道企業団企業長 金城 政光

提案理由といたしまして、一般職の給与改定及び、関係町の特別職の給与改定を考慮し、改正す

る必要があるので提案いたします。詳しくは総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

詳細につきまして私の方からご説明したいと思います。企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、概要としましては一般職の給与改定や関係町の特別職の給与改定を考慮いたしまして、ボーナスを現行の年間支給月数3.25月分を0.05月分引き上げることにより、年間3.30月分に改める内容となっております。

1 ページ目をお開き下さい。企業長の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の162.5」を「100分の165.0」に改めるものでございます。

附則（施行期日等）1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年12月に支給されることとなる期末手当の支給割合は、改正後の企業長の給与及び旅費に関する条例第4条第1項の規定にかかわらず、「100分の165.0」とあるのは「100分の167.5」とする。

詳細につきましては2ページ目の新旧対照表をお目通しいただければと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありますか。1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

1点だけ、先程もありましたが、施行期日の2項で100分の165.0をさらに100分の167.5となり2.5を足して、トータルで0.5増えているんですが、これ私の考えですが6月から12月、まず0.25増やして、12月以降はさらに0.25ずつそのまま続くというものなのか、要するにトータルで言えば0.05上がりますよね、今後12月以降はずっとその比率でいくのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えしたいと思います。お手元にある特別職の期末手当支給月数に関する改定の内容をご覧いただければと思います。議員の質問に対して、今回、令和4年12月は167.5になるわけですが、一番右の表で令和5年6月と令和5年12月に限っては165.0月分というふうになるのでございます。一番下の方が南部水道でございます。今回、特例措置ということで、令和4年12月に限っては167.5という月分でございます。以上です。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

要するに12月だけ0.25だけ増えて、以降はまた元に戻すと、そういうことよね、了解しました。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑は終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。起立しない方は反対とみなします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第9号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和4年第2回南部水道企業団議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回南部水道企業団議会臨時会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員(議席番号3番) 西銘 多紀子

署名議員(議席番号4番) 照屋 仁士